

平成30年度第2回新居浜市障がい者自立支援協議会会議録

- 1 日 時 平成30年9月28日(金)13:30～14:40
- 2 場 所 新居浜市役所 21会議室 (2階)
- 3 出席者 委員 堀江 奈津美 委員 緒方 春美 委員 秋月 伸一
 委員 住友 裕美 委員 真木 昭 委員 馬越 健
 委員 池田 ひとみ 委員 眞鍋 帰久文 委員 道田 真由美
 委員 吉村 卓代 委員 三木 由紀子 委員 吉田 満利子
 委員 岡 熙美 委員 藤田 敏彦
- 欠席者 委員 矢野 博 委員 明智 美香
- 事務局 福祉部次長兼地域福祉課長 伊達 忠幸
 副課長 亀井 弥生、副課長 村上 美香
- 4 傍聴者 0名
- 5 協議題 (1)新居浜市障がい者自立支援協議会の委員構成について
 (2)その他

(事務局)	<p>定刻が参りましたので、ただいまから、平成30年度第2回新居浜市障がい者自立支援協議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議の出欠状況ですが、新居浜市医師会 矢野委員、市民委員 明智委員の2名が用務等の都合により欠席されています。委員数16名に対し、出席委員14名で、自立支援協議会設置要綱第5条第2項の会議の成立要件であります過半数以上の出席を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、早速、議事に移ります。議事の進行については、住友副委員長にお願いいたします。住友副委員長、よろしくお願いたします。</p>
(議長)	<p>本日はお忙しい中、委員の皆様にはお集まりいただきありがとうございます。有意義な協議会の開催に向け、ご協力をよろしくお願い致します。</p> <p>本日ですが、この自立支援協議会の現委員の任期が11月29日で満了し、改選となりますことから、新たな自立支援協議会の構成メンバーについて、皆様にご協議をいただく予定となっています。</p> <p>新居浜市の自立支援協議会につきましては、平成18年に施行されました障害者自立支援法に基づき組織されましたが、その後、障害者虐待防止法など障がい</p>

者の権利を擁護するためにさまざまな法律が整備される中で、本協議会におきましても、事務局会、また他にも専門部会が創設されるなど運用において変化がみられました。そのような状況の中、前回の自立支援協議会において、構成メンバーの偏りが指摘され、その検討についてのご意見ご提案もございましたことから、本日、自立支援協議会を開催する運びとなりました。委員の皆様には、障がいのある方が暮らしやすい地域づくりに貢献できる組織として新たな構成メンバー選出を十分ご協議いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局より事務局案の説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、新居浜市障がい者自立支援協議会の委員構成について、事務局案の説明をいたします。

本日お手元に配布いたしました資料1「新居浜市障がい者自立支援協議会構成員の見直しについて」をご覧ください。左側に現在の委員構成、右側に「案」を記して比較ができるようにしています。

今回、この案の作成については、自立支援協議会事務局会で検討を行いました。事務局会でまず出された意見が、現在、自立支援協議会の下部組織として設置されている専門部会やその前段階である連絡会の代表者が出席するべきではないかとの意見でした。そこで、「障害福祉サービス事業者」の選出区分については、「権利擁護部会」、「はたらく部会」、地域移行として「新居浜市精神保健医療福祉関係機関連絡会」、こども部門として「新居浜市障がい児通所支援事業者等関係機関連絡会」の各部会・連絡会から1名ずつ参加いただく構成とし、それに伴って、今まで2名であった「相談支援事業者」も相談支援部会から1名の参加に変更しております。

続いて、「保健・医療関係者」の選出区分についてですが、今まで医師会と保健所だけの出席でしたが、新居浜市に密着した保健機関である保健センターにも参加いただくこととし、特に、現在、国の指針によって新たに支援体制を構築しようとしている医療的ケア児の総合調整を行う医療的ケア児コーディネーターの資格をもつ保健師の出席をお願いしたいと考えています。

また、先の自立支援協議会で当協議会に居宅系の事業所の参加がないといったご指摘を踏まえ、訪問系の職能団体である新居浜市訪問介護事業所職員連絡会からの参加、及び社会福祉協議会の参加を検討し、「保健・医療関係者」としていた選出区分を「保健・医療及び福祉関係者」として、いずれもこの区分で参加をいただくこととしています。

続いて、「学識経験者」の選出区分についてですが、民生児童委員協議会以外に「親亡き後」を見据える権利擁護専門職の参加が必要であるとして、ばあとなあ愛媛の社会福祉士に参加いただくことを考えています。

以上が、現構成メンバーからの変更点ですが、この委員構成に伴って、委員の構

	<p>成人数も16名から17名に1名増員となっております。</p> <p>なお、委員構成とは異なりますが、この機会に見直したいものとして、自立支援協議会の任期の問題があります。皆様もご存知のとおり、自立支援協議会の任期は、11月30日から2年後の11月29日までという任期なのですが、この見直しの機会に、12月1日から2年後の11月30日までというきりの良い任期にしたいと考えております。</p> <p>以上が事務局案の説明です。</p>
(議長)	<p>ありがとうございました。お手元の資料に基づき、それぞれの選出区分について、変更理由も含めて説明がありました。ご質問やご意見をまずおうかがいして協議していきますので、よろしくお願いします。</p>
(委員)	<p>今回、いろいろな団体の方も加わった構成となっておりますが、これまで、当事者の参加という点について議論がなされたことはあるのでしょうか。わたくしは、障害者団体連合会から出席していますが、この団体が当事者という意味合いなののでしょうか。自立支援協議会には当事者の参加が必要に思うのですが、入っていないことが気になります。これまでにそういう議論があったのか、また、今後どう考えていかれるのか、教えていただければと思います。</p>
(事務局)	<p>特に議論はしてないのですが、今までは、新居浜市心身障害者(児)団体連合会から出席いただいていた前会長が当事者であったことから、自立支援協議会には当事者がいるという位置づけになっていました。しかし、現在、当事者はいらっしゃらず、今回の選出の中でも出てこられるかどうかということがあるかと思えます。当事者に参加をということであれば、どの機関から出ていただければいいのかということになるかと思えます。</p>
(議長)	<p>現在、任期途中で、会長が不在となりましたが、今後新たな構成員の見直しというところでいえば、障がい者団体枠1名のところに、当事者の参加が見込まれるかどうかというところでしょうか。</p>
(事務局)	<p>これはあくまでも案ですので、ご検討いただければと思います。</p> <p>現在、連合会から2名の方に出席いただいておりますが、いずれも当事者ではない方の参加となっており、当事者はいらっしゃいません。自立支援協議会には、当事者や当事者家族の参加が望ましく、今回、自立支援協議会委員皆様の総意で、当事者を出していただきたいということであれば、障がい者団体枠を1名のままで、連合会から当事者を選</p>

	<p>出していただくか、障がい者団体枠を2名にして、当事者1名、保護者1名の2名を選出していただくかといった形が考えられるかと思います。</p>
(議 長)	<p>今の意見について、ほかにご意見のある方はいらっしゃいますか。</p>
(委 員)	<p>皆さんに協議していただく必要はあると思いますが、皆さんさえ良ければ、連合会から2名選出することは可能です。ただ、市民委員さんから当事者が出てこられるという案もあっていいでしょうし、ほかにも案はあっていいと思います。要は、当事者の方にこの会に参加してほしいという思いがあって、申し上げます。</p>
(議 長)	<p>この自立支援協議会は、当事者が主体となる議論をしていく会となりますので当事者の方に参加いただき、発言やご意見をいただくのは望ましいと思います。どの選出区分で参加いただくかは検討する必要がありますが、できるだけ当事者の方に参加していただくという方向で検討してよろしいでしょうか。</p> <p>ただ、今回の見直しでは、いろいろな部会や所属団体、組織の中から代表という形で参加いただき、代表としての発言をしていただく形式をとっているのですが、もし当事者の方が参加するにしても、個人的負担がかからないよう、他の当事者の方の意見をくみ取って発言ができるようなバックアップの体制が必要かと思います。その辺りをご配慮いただいて選出していただければと思います。事務局、よろしいでしょうか。</p>
(事務局)	<p>構成員については、今回のこの自立支援協議会の中で決定していただきたいと考えております。持ち帰ってこちらで練り直してというには時間がありません。</p> <p>当事者という考え方であれば、今までも障がい者団体枠から2名の参加をいただいていたので、現在、案では1名にしている障がい者団体枠を2名にして、そのうち1名を当事者の方にすればどうでしょうか。</p>
(議 長)	<p>今、ご意見いただいたように、現在1名となっている障がい者団体枠のところ当事者の方に出していただくか、障がい者団体枠を2名として、団体連合会から1名と、ここにもう1名当事者に出していただくとするかです。委員の皆様の意見をお願いします。</p>
(委 員)	<p>事務局案ありきとなってしまうがちですが、自立支援協議会というものがどういう位置づけなのか考え、また地域との兼ね合い等から考えると、自治会関係者の参加や、防災関係の組織もここに立ち上げるべきではないかと思います。</p>

<p>(事務局)</p>	<p>また、現在、医師会の方は一度も会に参加されていないように思うのですが、参加できる方を要請はされないのでしょうか。</p> <p>医療関係者の方には参加いただきたいと出席をお願いしておりますが、これはどの団体への依頼も同じですが、こちらからこの方と選んでいるわけではなく、各団体に推薦をいただき選出をしております。</p> <p>ただ、皆さん業務がおありになって、昼間出ていただきにくいというところがあります。ほかに代われる方をといても、なかなか昼間出ていただける先生がいらっしゃらないという現状があります。</p> <p>また、今回見直しをした福祉サービス事業者の枠ですが、ここは今までにも4人の参加をお願いしていましたが、この会を立ち上げた時には専門部会もない状況で、4人は社会福祉協議会の施設協議会に依頼して選出をいただいていた。今回は今までの実績の中から、専門部会や、現在実際に連絡会、協議会として活動しているようなところから、選出をお願いしたいと考えています。</p> <p>今、何も無い会までここに組織しようとすると、どこまでを入れるのかといった議論にもなるかと思えます。今まで見直しができなかったのですが、今後は、専門部会等が増えてくればまた見直しをしていくことになると思えます。自治会も含めてとなると議論が難しいと思えます。</p>
<p>(議長)</p>	<p>選出の区分については、事務局案を出していただいておりますが、先ほどの事務局の説明によりますと、相談支援事業所も出席している事務局会で案の検討をいただいているようです。それ以外でも、例えば、それぞれの部会であったり、部会化はされていないものの、これまでに4年5年と実績のある連絡会や推進協議会が蓄積されている中で、今回代表が1名選出される形になっていますので、自立支援協議会としては、地域のニーズや課題に応じて、必要な協議会や関係者の集まりをしていく中で、そのことが課題であったり対策としてこの協議会に報告としてあがってきて、それらがまた必要であれば部会化されていくという流れは必要かと思えます。</p> <p>先ほどの委員さんが述べられたことも貴重なご意見ですので、必要に応じて、ニーズや課題整理をして、特に相談支援部会がいろいろな地域の全ての課題等を吸い上げて相談部会の中で協議していただいただけると思えますので、そういったところに提案していただいてもいいのかなと思えます。その中で、必要な構成員などで、協議会や連絡会がまたもたれていくところかなと思えます。いかがでしょうか。</p>

<p>(委員)</p>	<p>最終的には自治会に多くの情報を流していただいたり、投げかけられたりはしているのですが、この会での出来事や流れまでは理解できていない状況で、情報として決められたことのみをインフォメーションするようになっていきます。「困っている方がいれば、相談支援事業所に連絡してください」と情報を流しますが、自治会はそこまで深く関わっていないだけに、真剣に考えられていないところもあるのではないかと思います。</p> <p>地域の方が、こういった組織があるということをあまりにも知らないと思います。一部の人を知っているだけではなく、もっと深く皆さんに知ってもらわなくてはいけないと思います。</p>
<p>(議長)</p>	<p>自立支援協議会の存在であったり、協議会の意義や役割について、市民の方お一人お一人に理解していただくことはなかなか難しいかとは思いますが、先ほど言われたような、困っている方がどこに相談に行けばいいのかといったようなことについては、相談支援事業所がここまでたくさんできてきていますので、身近な相談支援事業所の存在を周知していただきたいと思います。</p> <p>それは、この委員の選出とはまた別の問題で、課題の一つかと思います。</p> <p>私が把握している限りでも、昨年度、相談支援事業所は、それぞれの校区の民生委員さんの会や地域ケアネットワーク会議に参加して、相談支援事業所の広報活動をしたり、紙ベースやネット上でも周知をする取り組みをしています。が、まだまだ充分ではなく、身近な存在には至っていないという課題はあるのかと思います。そこは、部会の中でも協議いただき、市民の方に理解いただけるように取り組んでいく必要があるかと思えます。</p> <p>では、もう一度、構成員の見直しについての議論のところなのですが、先ほどの当事者委員の参加についてご検討をいただきたいところなのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>(委員)</p>	<p>わたしは、過去に、特別支援学校のPTA会長をしていたのですが、実際に、学校とお母さんたちとの間には意見のずれがあると感じていました。お母さん方には、いろいろな危機感があるのですが、お母さん方の意見を聞く場があまりにもない。以前、こども部会を作るという中で、東温市みならの特別支援学校のPTA会長さんが、東温市のこども部会の委員になっていることをお伝えしたと思いますが、保護者の方々には、今後、小学部 中学部 高等部を卒業してどうするのかといったような悩みが大きいと思います。そういった人たちの意見を聞くのも必要かと思えます。</p> <p>それと、見直し案で、各種素晴らしい団体さんが選ばれていますが、この自立支援協</p>

	<p>議会は、障がい福祉計画を策定するだけで終わってしまっはいけない。今後、その計画をどう実現させていくかをこの場で議論していかなくてはならないのですが、なかなか議論の場になっていないのではないかと思います。この会にはいろいろな団体さんが出席されていますが、無言で帰られる方もいらっしゃいます。せっかく参加されているのですから、無言で帰るのではなく、新居浜市の障がい福祉のためにどうしたらいいのか意見を言ってもらえるような人を人選していただければと思います。それが自立支援協議会の委員の役割ではないのかと思います。ただ当て職でこられて座っているだけでは何にもならない。厳しいようですけど、そう思います。</p>
(議 長)	<p>ご意見ありがとうございます。具体的な委員の選出については、それぞれの部会や団体でご検討ご協議いただき選出いただくということになりますが、いまおっしゃっていただいたことを念頭において選出いただきたいということによろしいでしょうか。</p>
	<p>では、先ほどから協議しています当事者の方からの選出についてですが、いかがでしょうか。障がい者団体枠のところは1名のみですと、当事者が1名だけ出てくることとなりますが、そこを2名にして団体から1名と当事者から1名で選出いただくのか。</p>
(委 員)	<p>団体から、当事者、保護者各1名ということですね</p>
(議 長)	<p>当事者は団体の構成員ではないですね。</p>
(委 員)	<p>連合会では、いろいろな障がい者団体の方がいらっしゃいます。当事者団体、保護者団体の方がいらっしゃいますので、皆さんがよろしければ、当事者団体から1名、保護者団体から1名、選出することは可能かと思います。</p>
(委 員)	<p>連合会の会員外の当事者の方も大勢いらっしゃるの、そういう方の中からの選出も考えると、障がい者団体枠が2名であれば、連合会以外の当事者にもあたってみて、そういった中からまた連合会に加入して下さる方がいればいいなあと思ったりもします。障がい者団体の当事者の方もだんだん高齢化してきていますので、外にも目を向けて、地域で活躍している障がい当事者も含めて考えることとして、大きく連合会ということで2名、当事者については会の内外を問わないとしてはどうかとは思っています。</p>
(議 長)	<p>その辺り、いかがでしょうか。ご意見のある方はお願いいたします。</p>

(委員)	<p>当事者の方に出席いただくのはいいと思いますが、選考の仕方が難しいかと思いません。どの障がいの領域の方に入っていただくのかとか、お仕事に就かれている方もいらっしゃると思いますし、それをここで決めるとなると難しい。団体連合会から出ていただけるなら、連合会で出ていただいたほうが良いのではないのでしょうか。地域からというのは、難しい気がします。</p>
(議長)	<p>何かしらの当事者団体に属していないと負担が大きいのではないかと思います。障がいによっては特性が違うので、この協議会で意見を求められたり、ご自身の考えを伝える際に、幅広い発言するのは負担がかかると思います。</p> <p>それでも、当事者のご意見をうかがうのは必要なことかと思えますし、相談支援部会の方から当事者の意見が吸い上げられてくる、また今回から、権利擁護やそれ以外の福祉サービスの部会代表者が参加しますので、当事者の意見ができるだけ反映されたものがここに持ってこられればいいと思います。</p>
(委員)	<p>とりあえず事務局案で2年間やってみて、悪いところがあったら修正していくやり方ではないと進まないのではないのでしょうか。</p>
(議長)	<p>今、委員さんから事務局の素案通りでいいのではないかというご意見なのですが、当事者の参加については委員さんで決めていただければいいと思います。障がい者団体の枠を1名でいくのか、2名にして団体連合会の方にご参加いただくか、多数決を取っていいのでしょうか。</p>
(委員)	<p>医師会については、オブザーバー的な位置づけとして、忙しくて欠席になるのであれば、出席して会で意見を言える人に、ここに来ていただく方がいいのではないのでしょうか。事務局としては医師には参加していただきたいという考えでしょうか。</p>
(事務局)	<p>医師は協議会の基本構成メンバーに含まれていて、他の市町をみても、いずれも医師は構成員になっています。</p> <p>この会議に参加いただくのももちろんありがたいのですが、会以外で相談をさせていただく存在にもなっているのので、入っていただいていた方がいいのではないかと思います。ただ、自立支援協議会の構成メンバーは、委員皆さんの話し合いで決まりますので、皆さんにご検討いただきたいと思います。</p>

(議 長)	<p>医師会からの選出については、昼間の会議開催なので、ご出席いただくのは難しいとは思いますが、依頼する時点で、もう一度出席可能な委員さんにと依頼をするか、皆さんさえ良ければ、この会を夜間の開催として参加をいただくか、といったようなところになるかと思えます。いかがでしょうか。</p>
(委 員)	<p>先に事務局からも説明がありましたが、今後、この会で医療的ケア児の協議をする必要も出てきています。医療的ケア児の協議をする場を別に設けるのであればそちらに入っただけであればいいのですが、そうでなければこの会にお医者様の存在は必要なのではないのでしょうか。医師に入っただけの方の方がやはり心強いと思います。</p>
(議 長)	<p>障がいを持たれた方が医療を必要とするケースは多く、医療と福祉の連携も重要な課題かと思えますので、できるだけご出席いただくように調整いただくということで、今後も引き続き、医師会からご出席をいただくということによろしいでしょうか。</p> <p>また、どうしても難しいようであれば、代理の方に出席いただくといったことも含めて相談してみたいはいかがでしょうか。</p> <p>それでは、障がい者団体の枠を1名にするのか2名にするのか最終確認したいと思えます。障がい者団体枠を1名とし、団体連合会から当事者1名に出いただくのか、枠を2名にして、うち1名を当事者でお願いするのかで多数決をとらせていただきます。</p> <p>(挙手による多数決確認)</p> <p>大多数の方が枠を2名に増やして、うち1名を当事者選出にするということに賛成のようですので、こちらに案を訂正いただきたいと思います。</p> <p>続いて、任期の変更についてご検討いただきたいのですが、事務局から提案された任期の案についてはどうでしょうか。</p>
(委 員)	<p>変更するのであれば、いっそ年度での切り替えはできないのでしょうか。役所のいろいろな切り替えからいって、年度切り替えが望ましいと思うのですが。</p>
(事務局)	<p>実は、年度で任期を切り替えてはどうかという意見は、事務局会の中でも提案されました。ただ、自立支援協議会設置要綱との整合性の問題もあり、それが可能であるかどうか判断しかね、市の総務課に確認に出向いております。市の総務課の説明では、任期を年度切り替えにするためには、間に極めて短い任期の委嘱を1度挟むか、逆に2年に余る長い任期の委嘱を1度挟むかのいずれかをする必要があるが、そうなると要綱の「任期を2年とする」といった部分と整合性がなくなるので、このままの要綱では難しい</p>

	とのお話でした。
(委員)	どちらにしろ、今回、委員数の変更もあるので、要綱の改正はするのですよね。
(事務局)	はい。今回、委員構成の変更に伴い、委員数及び区分を変更する必要が生じてくるので、改正は必要です
(委員)	では、任期を「2年以内」とすればいいのではないのでしょうか。
(事務局)	任期については、「以内」というような考えかたではなく、1年とか2年といった明確な任期を必要とすると思います。
(委員)	事務局案でいけば、11月30日は空白になると思うのですが、これは問題ないのでしょうか。
(事務局)	その点についても総務課で確認をしたのですが、この1日の空白が事業上問題があればなのですが、この会で問題ないと判断されれば、支障はないとの判断でした。
(委員)	いろいろなことが新年度で替わるが多い中で、年度の途中で委員が切り替わると、新しい委員は、今までの流れがわからない中で、判断することになると思うのですが。
(事務局)	自立支援協議会がなぜ、このような時期に立ち上がったかという点、平成18年10月に始まった制度の中で、自立支援協議会の設置必要がでてきたからです。役所の法律等は確かに4月施行のものが多いとは思いますが、年度の途中だと前のことがわかりにくいというのは、新しい委員さんにとっては、4月でも同じなのではないかと思えます。委員さんが心配されるのは、特に計画策定に係るところについてでしょうか。
(委員)	そうですね。年度の途中だと前任の委員さんが決めていた内容で、わからないながら賛成しないといけないようなことがおきてしまうと思いますので。でも難しいようですね。
(議長)	そうですね。事前に協議いただいたうえで、難しいということですので、任期については、12月1日から2年間ということによろしいでしょうか。
(委員)	委員数が18名になるということは、要綱も変わるということですね。
(事務局)	はい。委員数、区分の変更が生じますので、要綱改正は必要です。資料2として設置

	要綱をおつけしていますが、第3条の下線部分については改正となります。
(議長)	そのように改正していただくということによろしいでしょうか。
(委員)	障がい者当事者が団体の長とそうでない方とでは、どちらの方がやりやすいのでしょうか
(委員)	団体の長の方がやりやすいとは思いますが。ただ、当事者団体も団体そのものの維持で精いっぱいというところもあります。だからといって、当事者団体の構成員に振り分けたところで、その方も困ると思うので、やはり長がいいのかと思います。ただ、話し合った結果、当事者が今は難しいということもありえるかもしれません。
(議長)	他にご意見ありませんか。
(委員)	設置要綱ですが、障害の「害」はこのまま漢字で置いておくのでしょうか。
(事務局)	今回の改正の機会に、ひらがな表記にあらためるべき「害」については、ひらがな表記とする予定です。
(議長)	その他ございませんか。 ないようでしたら、本日協議いただきました結果を踏まえて、今後新しく始まる12月1日からの構成メンバーを決定することといたします。事務局から、委員改選についてはほかに何か連絡しておくことはありますか。
(事務局)	はい。委員改選に関する今後の動きについてですが、本日皆様にご協議いただいた委員構成に沿った内容で、自立支援協議会設置要綱の改正を行うこととなります。また、11月初めには、事務局よりそれぞれの機関に、次期委員の推薦をお願いすることとなりますので、ご対応をよろしくお願いいたします。 なお、市民公募委員につきましては、11月号の市政だよりで公募を行い、福祉部内課長で構成される選考委員会の選考により、選出いたします。
(議長)	ありがとうございました。今後は今日決まりました構成メンバーに沿って、それぞれの団体から推薦をいただくようになります。よろしく願います。 それでは、協議題1については、これで終了といたします。 では、協議題2のその他で、何かありましたら願います。
(委員)	新居浜市社会福祉協議会です。お手元に資料をお配りしておりますので、ご覧ください。今年度、新居浜市から、障がい者防災支え合い事業の委託を受けており、前回はそ

	<p>の一環として、福祉避難所開設訓練を行い、120名の方に参加をいただいたのですが、今回は11月4日に講演会を開催いたします。ゆめ風基金の理事・事務局長の八幡隆司さんをお迎えして講演、また、イエスノークイズ形式で、災害にあった際にどういことをすればいいのかということを知りやすく学びます。11月4日(日)10時から12時までの2時間、場所は総合福祉センター多目的アリーナで開催の予定です。イエスノーゲームをグループで分かれて行う予定ですので、定員を100名としています。参加は申し込み先着順となっております、申込締切は10月24日(木)です。</p> <p>本日配布のリーフレットの裏面が申込用紙になっておりますので、必要事項を記入の上申し込んで下さい。なお、電話で申し込んでいただくことも可能です。必要事項のお尋ねにお答えいただくことで申し込みはできますが、事前の予約は必要ですので、よろしくお願ひします。</p>
(議長)	<p>ありがとうございました。他にはございませんか。</p>
(委員)	<p>新居浜市中心身障害者(児)団体連合会です。10月21日(日)、恒例の体育大会が開催されます。お天気が良ければ障がい者福祉センターのグラウンドで、お天気が悪ければ総合福祉センターの多目的アリーナで開催の予定です。すでにご案内をさせていただいている方もいらっしゃると思いますが、利用者の方や保護者の方にもお声掛けをいただきますようお願いいたします。事前に申し込みいただいた方や協議に参加いただいた方には、豪華な賞品を準備しておりますので、大勢でご参加ください。また、お手伝いの方もよろしくお願ひします。</p>
(議長)	<p>ありがとうございました。他にございませんか。</p>
(委員)	<p>先ほどの防災の件ですが、今年7月に西日本のあちこちで災害がおこりました。テレビニュースで出てくるのは一般の方々ばかりですが、障がい者の方たちはどういう行動をしたのか、障がい者の家族はどうしたのかといったことも調査すればどうかと思います。せっかくの障がい者防災支え合い事業ですから、講演会というのでもいいですけど、そういうことも必要なのではないかと思います。</p> <p>それと、この前の北海道の地震の際に、札幌市は福祉避難所を公表しなかったという記事が新聞に大きく出ていました。公表してたくさん来たら困るからという本末転倒なことを言われてましたが、何のための福祉避難所なんだということです。形だけで、実際にどう運用していくかを真剣に考えないと、福祉避難所の指定はしていても、何をやっているんだということになるかと思ひます。</p> <p>障がい者の雇用率についても同じです。制度を作っても、行政が先頭を切って不正を働いていたのでは、何をしているのかわからない。いかに障がい者、障がい児を守るかということのためにも、ボランティアでいろいろ被災地に行かれてると思うんですが、そういった情報も調査されて公表されれば、よりよいものになるかと思ひます。以上です。</p>

<p>(議 長)</p>	<p>他にご意見やご提案はないでしょうか。</p> <p>それでは予定していました議題はこれですべて終了いたしました。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
--------------	--